

板橋区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

(平成19年3月1日区長決定)
(改正 平成20年7月1日)
(改正 平成23年7月22日)
(改正 平成24年4月4日)
(改正 平成25年4月1日)
(改正 平成25年7月26日)
(改正 平成26年9月11日)
(改正 平成27年7月30日)
(改正 平成29年2月2日)
(改正 平成29年8月23日)
(改正 平成30年10月31日)
(改正 平成30年11月30日)
(改正 令和元年11月14日)
(改正 令和2年2月17日)
(改正 令和2年5月8日)
(改正 令和2年11月13日)
(改正 令和3年4月1日)
(改正 令和3年12月28日)
(改正 令和4年5月20日)
(改正 令和6年3月25日)
(改正 令和7年4月22日)

(目 的)

第1条 この要綱は、在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は板橋区内に住所を有する、同表「対象者」の欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による用具の給付の対象とはならない者のうち、板橋区小児慢性特定疾病医療費助成事業（以下「医療費助成」という）の助成対象者とする。

(給付の申請)

第3条 用具の給付を希望する18歳未満の対象者の保護者又は18歳以上の対象者本人（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（別記第1号様式）に小児慢

性特定疾病医療受給者証の写しを添えて区長に申請するものとする。

- 2 区長は、前項の申請があった場合は、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を調査し、速やかに調査書（日常生活用具給付事業）（別記第2号様式）を作成することとする。

（給付の決定）

第4条 区長は、前項の申請内容を審査の上、用具の給付又は却下を決定するものとする。

- 2 区長は、用具を給付することを決定した場合は、日常生活用具給付決定通知書（別記第3号様式）及び日常生活用具給付券（別記第4号様式。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

- 3 区長は申請の却下を決定した場合は、却下決定通知書（別記第5号様式）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第5条 区長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

- 2 業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう、経営規模、地理的条件及びアフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

- 3 用具の中には、診療報酬の対象となるものもあるが、当該用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付すること。

- 4 用具の中には、当該用具を使うために付属品が必要な場合があるが、当該付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しないといった場合においてのみ、当該用具とともに給付することができ、付属品のみの給付は認められない。

（費用の負担及び支払い）

第6条 用具の給付を受ける者の扶養義務者は、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。

- 2 前項に基づき扶養義務者が負担する額の基準は、徴収基準額表（別表2）に定める額とする。なお、複数の用具の給付を受けている者についても、用具の数にかかわらず別表2に定める額とする。

- 3 用具の給付を受けた者の扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、前項に定める額を支払うものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、用具の価格は、別表1の限度額欄の額を上限とし、限度額を超える額は申請者の負担とする。

（費用の請求）

第7条 用具を納入した業者が区長に請求できる額は、用具の購入に要する費用から申請者が直接業者に支払った額を控除した額とし、請求書には給付券を添付するものとする。

（用具の管理）

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。なお、これに反した場合には、

当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。

(給付台帳の整備)

第9条 区長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (改正 平成20年7月1日)

この要綱は決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則 (改正 平成23年7月22日)

この要綱は決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則 (改正 平成24年4月4日)

この要綱は決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則 (改正 平成25年4月1日)

この要綱は決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則 (改正 平成25年7月26日)

この要綱は決定の日から施行し、平成25年7月16日から適用する。

付 則 (改正 平成26年9月11日)

- 1 この要綱は決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱により給付決定を受けている者は、改正後の要綱により給付決定を受けた者とみなす。

付 則 (改正 平成27年7月30日)

- 1 この要綱は決定の日から施行し、別表2徴収基準額表の備考の「所得税法等の一部を改正する法律」を加える点については平成26年4月1日より適用し、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める点については平成26年10月1日より適用し、「小児慢性特定疾病医療券」を「小児慢性特定疾病医療受給者

証」に改める点については平成27年1月1日より適用し、第5条及び第6条の改正、別表1の改正及び別表2徴収基準額表の備考の「租税特別措置法第41条第24項」を加える点については、平成27年4月1日より適用する。

2 この要綱の施行の際、決定前に申請があった分の別記第1号及び第2号様式については、従前の取扱いによる。

付 則 （改正 平成29年2月2日）

この要綱は決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則 （改正 平成29年8月23日）

この要綱は決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則 （改正 平成30年10月31日）

この要綱は決定の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

付 則 （改正 平成30年11月30日）

この要綱は決定の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

付 則 （改正 令和元年11月14日）

この要綱は決定の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

付 則 （改正 令和2年2月17日）

この要綱は決定の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

付 則 （改正 令和2年5月8日）

この要綱は決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則 （改正 令和2年11月13日）

この要綱は決定の日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

付 則 （改正 令和3年4月1日）

この要綱は決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則 （改正 令和3年12月28日）

この要綱は決定の日から施行し、令和3年7月1日から適用する。

付 則 （改正 令和4年5月20日）

この要綱は決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則 （改正 令和6年3月25日）
この要綱は決定の日から施行する。

付 則 （改正 令和7年4月22日）
この要綱は決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。